

誓 約 書

年 月 日

姫 路 市 長 様

(申請者)

住 所

姫路市〇〇町 0-0-0

〇〇株式会社

氏 名 代表取締役 〇〇〇〇

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

申請者、申請者の役員等及び申請者の使用人（政令で定める者に限る。）は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第62条第1項第2号イからヌのいずれにも該当していません。

解体業

また、 の許可を受けた後は、法令等に従い適正かつ誠実に業務を遂行いたします。

~~破碎業~~

なお、法令等に違反した場合は、いかなる処分を受けても異議ありません。

〔使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第62条第1項第2号の要約〕

- イ 精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ 自動車リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害罪）、第206条（傷害助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合・結集罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

